



平成 28 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名	株式会社アイロムグループ
代 表 者 名	代表取締役社長 森 豊隆
(コード番号	2372 東証第一部)
問 合 せ 先	
役 職	取締役 経営企画本部長
氏 名	谷田 洋平
電 話	03-3264-3148

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 19 回定時株主総会において承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日公表の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 移行の背景と目的

当社では従来から、取締役に対する監督機能の強化並びに経営の透明性の向上等、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。今般、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、経営に関する意思決定の迅速化を実現し、更なる企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することとしたものです。

2. 移行の時期

平成 28 年 6 月 28 日開催予定の当社第 19 回定時株主総会において、必要な定款変更等について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

3. 定款の一部変更

変更の内容は別紙のとおりです。

以 上

現行定款	変更定款案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
<p>(新設)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. 会計監査人
第4条～第18条 (条文省略)	第5条～第19条 (現行どおり)
<p>(員 数)</p>	<p>(員 数)</p>
<p>第19条 当社の取締役は、20名以内とする。</p>	<p>第20条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。 	<p>第21条 監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会の決議によって選任する。また、取締役の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の取締役を選任することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
第21条 (条文省略)	第22条 (現行どおり)
<p>(任 期)</p>	<p>(任 期)</p>
<p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第23条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	
第23条 (条文省略)	(削 除)

現行定款	変更定款案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 24 条 <u>代表取締役は、取締役会の決によって選定する。</u></p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会は、その決議によって業務施行取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第 25 条 (条文省略)</p>	<p>第 25 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第 27 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第 5 項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第 28 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更定款案
(取締役会の議事録)	(取締役会の議事録)
<p>第 28 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p>	<p>第 29 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p>
<p>② 前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</p>	<p>② 前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</p>
第 29 条 (条文省略)	第 30 条 (現行どおり)
(報酬等)	(報酬等)
<p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 31 条 <u>監査等委員</u>である取締役以外の取締役および<u>監査等委員</u>である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、<u>それぞれ区別して</u>株主総会の決議によって定める。</p>
(取締役との責任限定契約)	(取締役との責任限定契約)
<p>第 31 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 32 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u>	第 5 章 <u>監査等委員会</u>
第 32 条～第 36 条 (条文省略)	(削除)
(監査役会の招集通知)	(監査等委員会の招集通知)
<p>第 37 条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の 3 日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第 33 条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の 3 日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>② <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p>	<p>② <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p>
(新設)	(常勤の監査等委員)
	<p>第 34 条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって<u>常勤の監査等委員</u>を選定することができる。</p>

現行定款	変更定款案
<p>第 38 条～第 39 条（条文省略）</p> <p>（<u>監査役会規程</u>）</p> <p>第 40 条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>第 41 条～第 43 条（条文省略）</p> <p>第 44 条～第 45 条（条文省略）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 47 条～第 50 条（条文省略）</p>	<p>（削除）</p> <p>（<u>監査等委員会規程</u>）</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>（削除）</p> <p>第 36 条～第 37 条（現行どおり）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 39 条～第 42 条（現行どおり）</p>